

土岐市制 70 周年記念市勢要覧制作業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

土岐市は、令和 7 年 2 月 1 日に市制施行 70 周年という大きな節目を迎える。これまでの 70 年を担ってきた先人に感謝する機会、今後の土岐市を担う世代が活躍できる機会、これから先土岐市がどのように進んでいくかを考える機会として、市制施行 70 周年記念事業を実施する。

本業務は、市制施行 70 周年記念事業の一環として市勢要覧を制作し、土岐市の自然、歴史、文化及び市政情報等を紹介し、市内外に本市の魅力を発信することを目的としている。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 土岐市制 70 周年記念市勢要覧制作業務委託
- (2) 業務内容 「土岐市制 70 周年記念市勢要覧制作業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日(月)まで
- (4) 提案上限額 4,455,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと
- (4) 土岐市からの指名停止措置を、プロポーザル参加申込受付期間開始日から当該業務の本契約締結の日までの期間内に受けていないこと
- (5) プロポーザル参加申込時点で、国税及び地方税の滞納がないこと
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと

4 スケジュール

実施期間	実施内容
令和 6 年 4 月 17 日(水)～5 月 15 日(水)	実施要領等の公表・配布
令和 6 年 4 月 17 日(水)～5 月 2 日(木)	実施要領等に関する質問受付
令和 6 年 5 月 15 日(水)午後 5 時 15 分まで	企画提案書の提出期限
令和 6 年 5 月 22 日(水)(予定)	プロポーザルの審査委員会
令和 6 年 5 月 24 日(金)(予定)	審査結果の通知

5 応募手続き等

(1) 実施要領の配布

①配布期間

令和6年4月17日(水)～令和6年5月15日(水)

②配布方法

土岐市ホームページに掲載する。

ページ番号検索「1008655」

URL：<https://www.city.toki.lg.jp/shisei/gaiyo/1004890/1007280/1007282/1008655.html>

(2) 質問の受付及び回答

①質問受付期間

令和6年4月17日(水)～令和6年5月2日(木)午後5時15分まで

②質問方法

実施要領を公表しているホームページ上の質問フォームによる。

URL：<https://logoform.jp/form/n9F9/560198>

フォームへの入力又は質問書(任意様式)のデータ貼り付けにより質問すること。

③回答方法

随時土岐市ホームページに掲載する。

最終回答は令和6年5月8日(水)までに行う。

※質問に対する回答は実施要領等の追加又は修正とみなす。

(3) 企画提案書の提出

①提出期限

令和6年5月15日(水) 午後5時15分まで

②提出書類

次の書類を指定された部数提出すること。

ア. 企画提案書表紙(様式1) **5部**

イ. 企画提案書(任意様式) **5部**

A4用紙6枚又はA3用紙3枚以内で仕様書に基づき作成すること。

ウ. 業務実績調書(様式2) **1部**

実績については、過去10年間に作成した市勢要覧、市町村の記念誌、市町村史、パンフレット等の契約実績から3件を抽出して記載し、内容を証明する書類・見本(冊子又はデータ)等を併せて添付すること。

エ. 会社概要及び会社パンフレット **1部**

オ. 見積書(任意様式) **1部**

・見積額は、契約期間中の本業務に係る費用の見込み額とすること。

・仕様書に基づいて費用の積算をすること。

・見積額は税込みの金額とすること。

・見積額が提案上限額を超える場合は、その者の提案は無効とする。

③提出方法

担当部署へ持参又は郵送すること。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、提出期限必着とする。

6 審査について

(1) 選定方法

- ①プロポーザルにおける審査は、市が設置する選定委員会において、提出書類及び提案者のプレゼンテーションにより提案内容を審査し、受託候補者を選定する。2番目に評価の高い者を次点者とする。
- ②審査は各委員の採点により、最高得点を付けた委員が最も多い提案者を受託候補者とする。1位とした委員が同数の場合は、評価点数の合計により得点数の高い者を受託候補者とする。次点者の選定も同様とする。
- ③提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会は実施し、評価において基準点を満たした場合、事業者として選定する。

(2) 審査項目

別表のとおり。

(3) プレゼンテーション

- ①開催日時 令和6年5月22日(水) 予定
- ②開催場所 土岐市役所内
- ③その他
 - ア. 提出された企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこと。
 - イ. 時間はプレゼンテーション20分、質疑10分とする。
 - ウ. 場所や時間の詳細は提案者に後日電子メール等で通知する。

(4) 注意事項

- ①プロポーザル審査委員会への出席人数は3人以内とする。
- ②プレゼンテーションは、本業務を主で担当する者が出席すること。
- ③プロジェクター、スクリーン等は市側で準備する。
- ④プロポーザル審査委員会当日の資料配布は認めない。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、速やかに参加者に電子メール等で通知する。

7 契約の締結

(1) 契約までの流れ

選定した最優秀提案者と市が協議し、委託事務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、最優秀提案者と市との協議により必要に応じて内容の変更をした上で契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合がある。また、委託契約額は、市の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とする。

なお、選定した最優秀提案者と市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うこととする。

(2) 指名競争入札名簿の登録

最優秀提案者（最優秀提案者との協議が整わなかった場合は次点者）は、契約を締結する日までに土岐市指名競争入札名簿（物品購入・役務提供等）への登録手続きを完了させる。

8 留意事項

(1) 次の①から⑥のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

①本業務の関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

②他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

③受託者選定までの間に、他の提案者に対して企画提案内容を意図的に開示すること。

④提出書類に虚偽の記載を行うこと。

⑤プロポーザル評価終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。

⑥その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(2) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。

(3) 本業務の全てを再委託することは認めない。ただし、一部を再委託する必要がある場合は、市と協議し承認を得るものとする。

(4) 複数の企画提案書の提出は認めない。

(5) 期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は軽微なものを除き認めない。

(6) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(7) 本件に係る一切の費用等については、すべて提案者の負担とする。

(8) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、審査の日の前日午後5時15分までに、辞退届（任意様式）を担当部署へ電子メール等で提出すること。

9 担当部署

土岐市役所 市長公室政策推進課 担当：中垣

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101 番地

電話番号：0572-54-1111（内線 513）

メー ル：seisaku@city.toki.lg.jp

別表

審査項目		審査内容	点数
企画提案力	基本方針との整合性	○土岐市制施行 70 周年記念事業基本方針を踏まえたものであるか。	20
	構成・デザイン	○視覚的に見る人に強い印象を与え、土岐市の魅力を伝えられる構成・デザインであるか。	30
	独創性・斬新性	○他自治体の市勢要覧と比較し、独創性や斬新性が見られるか。	10
業務実績		○同種同類の業務実績があるか	5
業務の実施体制		○業務を実施していくパートナーとして適切か（意欲、的確な回答等）	5
見積額		○適正な見積額となっているか。	5
合 計			75